

議第9号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和4年3月22日提出

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

(提案理由)

学校教育法施行規則改正及び成年年齢引き下げに伴い、所要の規定整理を行うため。

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

## 岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則の概要

### 1 前提となる事実

- (1) 学校教育法施行規則が改正され、学校間連携及び定通併修の対象に「総合的な探究の時間」が追加されたため、所要の改正を行う。
- (2) 令和4年4月1日に改正民法が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる。いまだ経済的に自立していない成年年齢に達した生徒について、引き続き父母等の支援が必要であることから、退学等の手続について所要の改正を行う。

### 2 内容

#### (1) 学校教育法施行規則改正に伴う改正

- ・生徒が在学する特別支援学校以外の特別支援学校及び高等学校において科目の単位を修得した場合に、当該修得した単位数を当該生徒の在学する特別支援学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる対象に「総合的な探究の時間」を追加 (第12条の2)

#### (2) 成年年齢引下げに伴う改正

- ・成年年齢に達した後の生徒の父母等も「保護者」に含まれるよう、「保護者」の定義を新たに規定 (第9条)
- ・入学後、生徒の保護者に「誓約書」を提出させるよう規定 (第33条)
- ・「保護者から」願い出るとされていた諸手続について、「保護者と連署の上、」願い出ることとし、それに伴い様式も改正 (第36条、第37条、第38条、第38条の2、第39条の3、第42条)

### 3 施行日

令和4年4月1日

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年 月 日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

## 岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「あたつては」を「当たつては」に改め、「保護者」の下に「（生徒に対して親権を行う者又は未成年後見人をいい、当該生徒が成年者であつて独立の生計を営むものでない場合は、これらに準ずる者をいう。以下同じ。）」を加える。

第十二条の二中「科目」の下に「又は総合的な探究の時間」を加える。

第三十三条中「宣誓書（別記第九号様式）」の下に「及び保護者が署名した誓約書（別記第九号様式の二）」を加える。

第三十六条、第三十七条第一項、第三十八条、第三十八条の二、第三十九条の三第一項及び第四十二条第一項中「保護者から」を「保護者と連署の上、」に改める。

別記第九号様式の次に次の一様式を加える。

第9号様式の2（第33条関係）

誓 約 書

生徒氏名

上記の者在学中は、校則を守らせるとともに、本人に関する一切の責任を引き受けま  
す。

年 月 日

岐阜県立 学校長様

保護者 住 所

氏 名

生徒との関係

別記第十二号様式及び別記第十三号様式を次のように改める。

第12号様式（第36条、第37条、第38条、第39条の3関係）

転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願

次の理由により 年 月 日付をもって したいと思しますので許可を申請します。

理由

転学

転籍先名

転科

休学期間

年 月 日

岐阜県立

学校長様

第 学年 組

氏 名

保護者 氏 名

第13号様式（第38条の2関係）

留 学 願

次の理由により 年 月 日付をもって留学したいと思いますので許可を申請します。

理 由

留 学 先

留学期間

年 月 日

岐阜県立 学校長様

第 学年 組

氏 名

保護者 氏 名



## 附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 平成三十一年三月三十一日までに特別支援学校の高等部に入学した生徒に係る教育課程についての改正後の第十二条の二の規定の適用については、同条中「総合的な探究の時間」とあるのは、「総合的な学習の時間」とする。

（新）

（旧）

目次 略

第一章から第三章まで 略

第四章 教科書及び教材

第八条 略

（教材の経済的負担の軽減）

第九条 校長は、教材の選定に当たつては、保護者（生徒に対して親権を行う者又は未成年後見人をいい、当該生徒が成年者であつて独立の生計を営むものではない場合は、これらに準ずる者をいう。以下同じ。）の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。

第十条及び第十一条 略

第五章 単位の認定及び卒業等の認定

第十二条 略

（学校間連携）

第十二条の二 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の特別支援学校又は高等学校において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるのに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、生徒が他の学校において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合には、当該他の学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。

目次 略

第一章から第三章まで 略

第四章 教科書及び教材

第八条 略

（教材の経済的負担の軽減）

第九条 校長は、教材の選定にあつては、保護者  
の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。

第十条及び第十一条 略

第五章 単位の認定及び卒業等の認定

第十二条 略

（学校間連携）

第十二条の二 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の特別支援学校又は高等学校において一部の科目  
の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する学校が定めた全課程の修了を認めるのに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、生徒が他の学校において一部の科目  
の単位を修得する場合には、当該他の学校の校長は、当該生徒について一部の科目  
の履修を許可することができる。

第十二条の三から第十三条まで 略

第六章及び第七章 略

第八章 入学、休学、転学、退学及び留学

第三十一条及び第三十二条 略

第三十三条 入学を許可された高等部生徒は、校長の指定する期間内に宣誓書（別記第九号様式）及び保護者が署名した誓約書（別記第九号様式の二）を提出しなければならない。

第三十四条及び第三十五条 略

（転学、転籍、転科及び退学）

第三十六条 転学、転籍、転科又は退学しようとする者は、転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願（別記第十二号様式）により保護者と連署の上、校長に願い出なければならない。

（休学）

第三十七条 病気その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願（別記第十二号様式）により保護者と連署の上、校長に願い出なければならない。この場合において、その理由が病気であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 略

（復学）

第三十八条 休学中の者が、その理由がなくなつたことにより、復学しようとするときは、転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願（別記第十二号様式）により保護者と連署の上、校長に願い出なければならない。この場合において、病気によるものについては、医師の診断書を添えなければならない。

（留学）

第三十八条の二 規則第三百三十五条第五項において準用する規則第九十三条第一

第十二条の三から第十三条まで 略

第六章及び第七章 略

第八章 入学、休学、転学、退学及び留学

第三十一条及び第三十二条 略

第三十三条 入学を許可された高等部生徒は、校長の指定する期間内に宣誓書（別記第九号様式）を提出しなければならない。

第三十四条及び第三十五条 略

（転学、転籍、転科及び退学）

第三十六条 転学、転籍、転科又は退学しようとする者は、転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願（別記第十二号様式）により保護者から校長に願い出なければならない。

（休学）

第三十七条 病気その他やむを得ない理由により休学しようとするときは、転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願（別記第十二号様式）により保護者から校長に願い出なければならない。この場合において、その理由が病気であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 略

（復学）

第三十八条 休学中の者が、その理由がなくなつたことにより、復学しようとするときは、転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願（別記第十二号様式）により保護者から校長に願い出なければならない。この場合において、病気によるものについては、医師の診断書を添えなければならない。

（留学）

第三十八条の二 規則第三百三十五条第五項において準用する規則第九十三条第一

項の規定による留学の許可（以下「留学の許可」という。）を受けようとする者は、留学願（別記第十三号様式）により保護者と連署の上、校長に願い出なければならぬ。

第三十八条の三から第三十九条の二まで 略

（再入学）

第三十九条の三 除籍された者が、再入学を希望するときは、当該除籍の日から一年以内に転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願（別記第十二号様式）により保護者と連署の上、校長に願い出なければならぬ。

2 略

第九章 略

第十章 補則

（寄宿舎）

第四十二条 寄宿舎の入舎又は退舎については、保護者と連署の上、校長に願い出なければならぬ。

2 略

第四十三条から第四十四条まで 略

付則 略

別表 略

別記

第1号様式から第9号様式まで 略

項の規定による留学の許可（以下「留学の許可」という。）を受けようとする者は、留学願（別記第十三号様式）により保護者から校長に願い出なければならぬ。

第三十八条の三から第三十九条の二まで 略

（再入学）

第三十九条の三 除籍された者が、再入学を希望するときは、当該除籍の日から一年以内に転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願（別記第十二号様式）により保護者から校長に願い出なければならぬ。

2 略

第九章 略

第十章 補則

（寄宿舎）

第四十二条 寄宿舎の入舎又は退舎については、保護者から校長に願い出なければならぬ。

2 略

第四十三条から第四十四条まで 略

付則 略

別表 略

別記

第1号様式から第9号様式まで 略

第9号様式の2 (第33条関係)

誓

約

書

生徒氏名

上記の者在学中は、校則を守らせるとともに、本人に関する一切の責任を引き受けま  
す。

年 月 日

岐阜県立 学校長様

保護者 住 所

氏 名

生徒との関係

第10号様式及び第11号様式 略

第10号様式及び第11号様式 略

第12号様式 (第36条、第37条、第38条、第39条の3関係)

転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願

\_\_\_\_\_ 次の理由により 年 月 日付をもって \_\_\_\_\_ したいと思しますので許

可を申請します。

理由

転学

転籍先名

転科

休学期間

年

月

日

岐阜県立

学校長様

第 学年 組

氏 名 \_\_\_\_\_

保護者 氏 名 \_\_\_\_\_

第12号様式 (第36条、第37条、第38条及び第39条の3関係)

転学、転籍、転科、退学、休学、復学、再入学願

第 学年 組  
氏 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 上記の者の理由により 年 月 日付をもって \_\_\_\_\_ させたいと思しますので許

可を申請します。

理由

転学

転籍先名

転科

休学期間

年

月

日

岐阜県立

学校長様

保護者 氏 名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

第13号様式 (第38条の2関係)

留 学 願

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_次  
\_\_\_\_\_の理由により  
\_\_\_\_\_年 月 日付をもつて留学したいと思  
\_\_\_\_\_います  
\_\_\_\_\_ので許可を申請します。

理 由  
留 学 先  
留 学 期 間

年 月 日

岐阜県立 学校長様

第 学年 組

氏 名

保護者 氏 名

第13号様式 (第38条の2関係)

留 学 願

第 学年 組  
氏 名

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_上記の者を次の理由により  
\_\_\_\_\_年 月 日付をもつて留学させたいと思  
\_\_\_\_\_います  
\_\_\_\_\_ので許可を申請します。

理 由  
留 学 先  
留 学 期 間

年 月 日

岐阜県立 学校長様

保護者 氏 名

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_